

障第487号
令和5年7月7日

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について

平素より県の障がい福祉施策の推進に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。
さて、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）」において、障害児通所支援事業所、障害児入所施設等については、令和5年4月1日より安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を各事業所等において策定すること（令和5年4月1日から1年間は努力義務とし、令和6年4月1日から義務化）とされたところです。

今後、安全計画を各事業所等において策定いただくに当たり、既存の取組を踏まえた留意事項等について、こども家庭庁より事務連絡がありましたのでお知らせします。

各事業所等におかれましては本事務連絡をご確認のうえ、安全計画の策定に取り組んでいただきますようお願いいたします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	原
電 話	058-272-1111 内 3492		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		